

広報広聴課長 様

宇和島保健所企画課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議		
事務局（担当課）	宇和島保健所 企画課 （担当）高垣 敬司（内線）254		
設置根拠	☐ 法律 ☐ 条例 ☒ 要綱等 (名称) 愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議設置要綱		
設置年月日	平成 27 年 6 月 12 日		
審議会・検討会等の内容	宇和島構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、宇和島構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行う。		
公開・非公開決定（予定）日 （決定した会議開催日等）	令和 8 年 8 月 27 日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☐ 公開 ☐ 全部公開 ☐ 部分公開 ☒ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 (名称)		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
宇和島構想区域の現状について	個別の医療機関の情報（基幹病院の休床等）やその情報を基にした将来の医療提供体制（現在の構想区域（二次医療圏）の線引きを見直すかどうか等）に関する委員間の率直な意見交換を行うこととしており、当該情報や委員個人の発言が公になると、県民に誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。	(1)－2 (1)－5	
新たな地域医療構想について			
小児がん及びがんゲノム医療における都道府県拠点支援病院等の指定について	将来のがん医療提供体制に関する委員間の率直な意見交換を行うこととしており、当該情報や委員個人の発言が公になると、県民に誤解を与え、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある。	(1)－5	
摘 要	新たな決定		
		報 告 日	令和 8 年 9 月 11 日

- 注1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。(会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。)
- 2 「公開・非公開の別(決定の内容)」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。
- 3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。
- また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の4(公開基準)の(1)の情報公開条例第7条例第2項第1号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。
- 4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。